

宇陀市指定給水装置工事事業者のみなさまへ

宇陀市水道局より大切なお知らせ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下記参照)。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
⁽¹⁹⁹⁸⁾ H10.4.1~ ⁽¹⁹⁹⁹⁾ H11.3.31	改正法施行日の前日から1年: R2.9.29まで
⁽¹⁹⁹⁹⁾ H11.4.1~ ⁽²⁰⁰³⁾ H15.3.31	改正法施行日の前日から2年: R3.9.29まで
⁽²⁰⁰³⁾ H15.4.1~ ⁽²⁰⁰⁷⁾ H19.3.31	改正法施行日の前日から3年: R4.9.29まで
⁽²⁰⁰⁷⁾ H19.4.1~ ⁽²⁰¹³⁾ H25.3.31	改正法施行日の前日から4年: R5.9.29まで
⁽²⁰¹³⁾ H25.4.1~ ⁽²⁰¹⁹⁾ R 1.9.30	改正法施行日の前日から5年: R6.9.29まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、**更新の案内を郵送にて通知します。**
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知は致しません。

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ※水道法第25条の2を準用
- ・**様式第1**及び**様式第2**
- ・**機械器具調書**
- ・**定款**及び**登記事項証明書**(法人)又は**住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(**免状**又は**技術者証**等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認。

- 1.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- 2.指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- 3.給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- 4.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは
水道局総務課 TEL:0745-82-2185